

10月、トラック事業の集中監査月間を予定

中部運輸局では、自動車運送事業における輸送の安全を確保するため、年間監査計画において「集中監査月間」を設け、効率的かつ効果的な監査・指導の実施に努めています。

毎年、10月をトラック事業の集中監査月間とし、管内の愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県において、事故の未然防止に向けた監査を実施しており、今年度も以下のとおり「重点監査項目」を定めて実施する予定です。

各事業者におかれましては、自主点検を行うなど安全管理の徹底をお願いします。

<重点監査項目>

- (1) 適時適切な点呼の実施状況
(飲酒運転防止のための取組状況等)
- (2) 国土交通省の告示で定める基準に従った運転者の勤務時間及び乗務時間の遵守状況
- (3) 健康診断、適性診断の受診及びその結果に基づく指導状況